

日本学生経済ゼミナール 大会参加規約

お申込いただく際には、必ずお読みください。

日本学生経済ゼミナールが参加者との間で締結する大会申込に関する参加契約（以下、「大会契約」といいます。）はこの規約に定めるところによります。この規約に定めのない事項については法令、個別のイベントに適用されるコンサート約款、スポーツ規約、大会規約又は一般に確立された慣習によります。

<加えて、この参加規約とは別にその年度の大会実行委員会が掲載するルール、条件、その他これらに類するものもこの規約に反さない限り、有効とします。>

第1条 【契約の申込と契約の成立】

1. 当団体主催の大会に申込をしようとする参加者（以下「参加者」といいます。）は大会の名称、参加者のお名前、連絡先（電話・メールアドレス）、その他必要事項を当団体に通知しなければなりません。
2. 大会契約は当団体が契約の締結を承諾し、大会参加代金を受領したときに、当委員会と参加希望者（1つの申込で複数の参加希望者がある場合はその全員）との間に成立するものとします。
3. 当団体は、参加者の代表者に対し、契約の締結を承諾する旨として通知されたメールアドレスにご連絡致します。

第2条 【参加資格】

本大会は大学などの教育機関の学生であることを参加資格とし、参加チーム内の学生の国籍、大学、学部、ゼミナールやサークルなど、研究内容が大会の趣旨と反さない限り問わないものとします。

第3条 【大会契約の変更】

参加者は大会契約の申込にあたって、以下の点を了承するものとします。

1. 当該大会内容が掲載されているホームページ及び各種情報誌に記載された収獲物等の写真がすべてイメージであり、実際とは異なる場合があること。
2. 諸事情によりプログラム内容が変更される場合があること。
3. ホームページ及び各種情報誌に記載された時間は目安で、状況により変更する場合があること。

第4条 【契約の解除】

当団体は、次に挙げる場合において、大会の開催前、開催後を問わず、大会契約を締結した参加者に理由を説明して、大会契約を解除することがあります。この場合参加費の返金はありません。

1. 参加者が当団体の予め明示した所属団体などの参加条件を満たしていないことが明らかになったとき。
2. 参加者が暴力団、暴力団員、暴力団関係者、その他反社会勢力であると判明したとき。
3. 参加者が契約内容に関し、合理的な範囲を超える負担を求めたとき。
4. 必要な物の提出や連絡を怠り、当団体が参加を困難だと判断したとき。
5. 天災地変、戦乱、暴動、官公署の命令その他の当団体の関与し得ない事由が生じた場合において、大会開催が困難または不可能となる恐れが極めて大きいとき。
6. その他、当団体が参加を不適切だと判断した場合。

上記を理由に当団体が申込時に記載いただいた連絡先に連絡を行ったにも関わらず、連絡が取れなかった場合であっても、当団体が行う大会契約の解除又は変更は有効であり、当団体は当該解除又は変更に起因する損害について法的責任を負いません。

第5条 【変更、参加費の払い戻し】

参加申込時に通知した内容（代表者や連絡先等連絡に必要な物は除く）の変更は原則、変更期間中のみとします。

大会契約が成立した後、参加者の希望により参加辞退をする場合、大会参加料金の返金は原則行わないものとします。

第6条 【禁止行為】

法律や道徳に反する行為や、ほかの参加者に迷惑をかける行為を禁止行為とします。

第7条 【個人情報の取り扱い】

当団体は参加者及び契約者の皆様から取得した個人情報は大会の運営及び準備のために利用させていただくほか、警察などの公共機関から要請があった場合、必要な範囲内において提供いたします。

上記以外には決して使用せず、厳格な管理のもと適切に保管いたします。

第8条 【お申込時のご注意】

1. 予選・決勝の当日に遅刻する場合は当校本部までご連絡ください。
公共交通機関の遅延等のやむを得ない事情の場合を除き、遅刻は減点の対象となります。
(交通機関の遅延の場合は事前連絡の上、遅延証明証を提出してください。)
2. 今後の大会運営の向上のため、大会の様子をビデオカメラなどで撮影することがあります。また、大会の映像を大会報告書の一部として大会の参加者・関係者・HPに公開する可能性があります。
3. 大会終了後に参加者の論文はHPに掲載される場合がございます。
4. 当団体は、本大会における参加者の負傷、疾病、死亡、紛失、盗難その他一切の事故について一切の責任を負いません。
5. 本参加規約の準拠法は、日本法とします。

(附則)

本参加規約は、令和 6 年 4 月 1 日より施行します

(以上)